会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和2年6月18日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午前10時34分

出席者 委 員 委員長 永 田 武 志

森 戸 雅 孝 大 谷 好 一 茂 呂 健 市

福富善明大阿久岩人 小堀良江

傍聴者 小平啓佑 浅野貴之 川上 均

大浦兼政 古沢 5い子 坂東一敏

青木一男内海まさかず 小久保 かおる

針 谷 育 造 氏 家 晃 入 野 登志子

千葉正弘 白石幹男 関口孫一郎

針 谷 正 夫 松 本 喜 一 梅 澤 米 満

福田裕司中島克訓

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 佐 山 美 枝

副主幹岩崎和隆主査藤澤恭之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

建	設	部	長	澁	江	和	弘
都	市整	備部	長	宇	梶	貴	丈
道	路河川	整備課	長	河	田	正	雄
都	市計	画 課	長	髙	野	義	宏
住	宅	課	長	加	茂	浩	史
建	築	課	長	稲	田	菊	$\stackrel{\rightharpoonup}{\Longrightarrow}$

令和2年第4回栃木市議会定例会 建設常任委員会議事日程

令和2年6月18日 午前10時開議 全員協議会室

日程第1 議案第46号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第47号 栃木市栃木駅周辺地区景観形成基金条例を廃止する条例の制定について

日程第3 議案第49号 工事委託協定の締結について

日程第4 議案第40号 令和2年度栃木市一般会計補正予算(第3号)(所管関係部分)

◎開会及び開議の宣告

○委員長(永田武志君) ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎諸報告

○委員長(永田武志君) 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長(永田武志君) 本日の議事日程は配付のとおりであります。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(永田武志君) ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第46号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

稲田建築課長。

○建築課長(稲田菊二君) おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第46号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例 の制定につきましてご説明させていただきます。議案書は38ページから49ページ、議案説明書は20ページから37ページでございます。

恐れ入ります。初めに、議案説明書20ページをお開きください。提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、1としまして、個人番号の通知カードの再交付に係る手数料を削りまして、多機能端末機の定義を改めること。別表第1関係でございます。2としまして、簡易な評価方法による低炭素建築物計画の認定の申請及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査手数料の額を定めること。別表第2関係でございます。

参照条文につきましては省略させていただきます。

続きまして、条例の新旧対照表によりまして、改正の内容をご説明させていただきます。議案説明書22、23ページをお開きください。まずは左側になります。現行の別表第1、1つ目のアンダーライン箇所になりますが、20の項、個人番号の通知カードの再交付、1件につき500円という部分を削ります。2つ目のアンダーライン箇所になりますが、多機能端末機の定義を改めるものでありまして、民間事業者が設置するという部分を削ります。

次に、別表第2の44の項、都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく計画の認定申請におきまして、恐れ入ります、24ページ、25ページをお開きください。左側になります。中段ほどです。ウ、「次に掲げる金額を合算した金額」を、右側になります、「次に掲げる金額(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。)を合算した金額」に改めます。

恐れ入ります。26ページ、27ページをお開きください。上段のアンダーライン箇所になりますが、 現行、改正案とも、先ほど同様に改めます。

次に、45の項でありますが、先ほど申し上げました44の項と同様に改めます。

続きまして、28ページ、29ページをお開きください。50の項、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく計画の認定申請におきまして、恐れ入ります、30ページ、31ページをお開きください。左側になります。中段よりちょっと下のところですが、(ア)、床面積の次に、右側のアンダーラインの箇所になりますが、共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、共用部分の床面積を控除した面積を加えます。

恐れ入ります。32、33ページをお開きください。左側になります。52の項、建築物のエネルギー 消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく消費性能に係る計画の認定申請におきま しては、右側の改正案のアンダーラインの箇所のとおり加えまして、以降、37ページまで同様に改 めるものでございます。

恐れ入ります。議案書の38ページをお開きください。議案書の38ページをお願いします。こちらは、制定文となります。

続きまして、39ページをお開きください。栃木市手数料条例の一部を次のように改正するという ものであります。内容につきましては、ただいま新旧対照表によりましてご説明したものとなりま すので、省略させていただきます。

恐れ入りますが、49ページをお開きください。附則としまして、この条例は、公布の日から施行するというものであります。

以上で栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を終わらせていただきま す。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(永田武志君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

ございますか。

森戸副委員長。

- ○副委員長(森戸雅孝君) ただいまご説明ありがとうございました。今、説明を聞いていても、あまりよく分からぬのです。分かりやすいように、例えばということで、事例か何かで挙げて、こういう場合はこうだということで、ちょっと例か何か挙げて、具体的に説明していただければありがたいのですけれども、いかがでしょうか。
- ○委員長(永田武志君) 稲田建築課長。
- ○建築課長(稲田菊二君) 今回の法改正なのですが、簡単に言いますと、申請側あるいはそれを審査する審査側の双方の時間、労力の負担を軽減することなどを目的に、従来の方法に加えて、簡素化した評価方法などが追加されたものでございます。

具体的には、例えば共同住宅の場合、簡易な計算方法ということで、共同住宅一戸一戸個別、今までは計算してきたのです。特に消費エネルギーの関係なので、一番両サイドにある部屋と中に挟まれた部屋、これを個別にやっていたものを、フロア入力法ということで、その階フロア全体で一括で計算するという、そういった計算方法を追加したというのが一番メインのところになってきます。

以上でございます。

- ○委員長(永田武志君) 福富委員。
- ○委員(福富善明君) 40ページに戸建ての住宅に関わる申請が4,700円と書いてありますけれども、下のほう、ちょっと説明文を見ると、平米数によって申請の値段が違うというような感じで書いてあるのですけれども、その割り振りというのは、工業地帯とか、あとそういった割り振りというのはどんなふうな考えで申請の枠組みというのを考えていらっしゃいますか。
- ○委員長(永田武志君) 稲田建築課長。
- ○建築課長(稲田菊二君) 特に割り振りというものはないのですが、例えば共同住宅においては、 1戸の場合には幾ら、それから戸数によって、2戸から5戸で幾らという、そういった数によるも のと、共同住宅、あとは非共同住宅とか、その用途の区分はありますが、それぞれの床面積に応じ ての区分割りになってございます。
- ○委員長(永田武志君) ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(永田武志君) ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(永田武志君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(永田武志君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第46号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(永田武志君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方はご退席いただいて結構でございます。お疲れさまでした。

[執行部退席]

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(永田武志君) 次に、日程第2、議案第47号 栃木市栃木駅周辺地区景観形成基金条例を 廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

髙野都市計画課長。

○都市計画課長(髙野義宏君) それでは、よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第47号 栃木市栃木駅周辺地区景観形成基金条例を廃止する 条例の制定につきましてご説明をいたします。議案書は50ページ、議案説明書は38ページでござい ます。

初めに、議案説明書の38ページを御覧ください。提案理由でございますが、栃木駅周辺地区景観 形成基金につきましては、昨年度、令和元年度におきまして景観形成に関する整備費に充当するこ とにより、その全額を処分いたしましたので、当該条例を廃止することにつきまして、議会の議決 を求めるものでございます。

参照条文につきましては省略させていただきますが、簡潔に当該基金の概要、経緯について補足 説明をさせていただきます。

今から24年前の平成8年になりますけれども、合併前の旧栃木市におきまして、栃木県とともに栃木駅周辺連続立体交差事業や駅周辺の土地区画整理事業を進めていましたところ、市民のお一人から、栃木駅周辺の景観形成に役立ててほしいという意向で2,000万円の寄附のお話がございまして、基金を設置したものでございます。その後、法人や団体から同様の寄附によって、最大で6,000万円の積立額となりまして、議員の皆様もご案内のことと存じますけれども、平成16年から17年にかけまして、栃木駅北口の駅前広場にちょっと大きめのモニュメント、それからあと駅前広場にレリーフとか、高架下のところにそういったものを設置させていただいたところでございます。おおむね6,000万円は、その際に使用したところなのですけれども、基金運用利子が約60万円ほど発生しておりまして、その残額につきましては、シビックコア計画、現在やっておりますけれども、その

計画に基づきまして景観形成事業に充てるために、これまで10年以上にわたりまして、事業化の時期を待っておったところでございますけれども、ようやく昨年度におきまして、国の合同庁舎周辺の歩道、広場などの整備が可能となったことを受けまして、その事業費に充当させていただいたものでございます。

それでは、議案書に戻っていただきまして、51ページ、お開きいただきたいと思います。こちらが栃木市栃木駅周辺地区景観形成基金条例を廃止する条例の制定文でございまして、附則といたしましては、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上で栃木市栃木駅周辺地区景観形成基金条例を廃止する条例の制定についての説明を終わらせ ていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(永田武志君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(永田武志君) ないようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

[「省略」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(永田武志君) 討論省略の声がございますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(永田武志君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第47号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(永田武志君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方はご退席願います。お疲れさまでした。

[執行部退席]

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(永田武志君) 次に、日程第3、議案第49号 工事委託協定の締結についてを議題といた します。

当局から説明を求めます。

河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長(河田正雄君) よろしくお願いいたします。ただいまご上程いただきました議

案第49号 工事委託協定の締結につきまして、議案書及び議案説明書に基づき説明させていただきます。議案書は53ページ、議案説明書は41ページから42ページであります。

初めに、議案説明書で説明させていただきますので、恐れ入りますが、41ページをお開きください。議案第49号 工事委託協定の締結についてであります。

提案理由でありますが、雨水排水路線路下横断工事(市道1055号線)の委託協定を群馬県高崎市 栄町6番26号、東日本旅客鉄道株式会社高崎支社、執行役員高崎支社長、木村法雄と締結すること につきまして、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次に、42ページの参考の部分になりますが、工事場所は栃木市岩舟町静地内で、工事概要につきましては、道路改良事業に伴う雨水排水路推進工事で、記載の工事内容となりまして、工事延長は27.8メートルであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、53ページをお開きください。 工事委託協定の締結についてでありますが、次により工事委託協定を締結することについて、地方 自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をいただきたいというものであります。

- 1の契約の目的につきましては、雨水排水路線路下横断工事(市道1055号線)であります。
- 2の契約の方法につきましては、随意契約であります。
- 3の契約金額につきましては、1億6,958万4,000円であります。

4の契約の相手方につきましては、群馬県高崎市栄町6番26号、東日本旅客鉄道株式会社、執行役員高崎支社長、木村法雄であります。

なお、本件につきましては、JR両毛線の軌道下の工事であり、工事による軌道への影響や軌道の管理が重要であり、特殊な技能、技術等が必要であることから鉄道管理者が施行するため、同社と随意契約を締結するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(永田武志君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

福富委員。

- ○委員(福富善明君) この工事については、台風19号の影響により工事されると思うのですけれども、工事は1億6,900万円ぐらいの金額なので、大分金額が大きいので、工事の工期と、あといつ頃から始まるか。やっぱり9月、10月になると、これから雨の影響も大きいので、そこら辺のところ、説明をお願いいたします。
- ○委員長(永田武志君) 河田道路河川整備課長。
- ○道路河川整備課長(河田正雄君) この協定、発注は東日本旅客鉄道株式会社が発注いたします。 この金額につきましては、当初概算で提示した金額でございまして、これから入札作業がかかる予

定になっています。期間としましては、工事の期間はまだ確定していないのですけれども、年度内 完成でありますので、今回、蓮花川に流すものなのですけれども、時期的には台風時期には完成は ちょっと厳しいかと思いますけれども、これだけの金額で、ちょっと特殊な工法でございますので、 年度内完成を目指して調整させていただきたいと思います。

以上です。

- ○委員長(永田武志君) 福富委員。
- ○委員(福富善明君) 水路ができると、今度は水の流れがよくなる。私どもの岩舟とか藤岡、大平地区になると、流末の水を確保する流れについて、また赤麻地区の洪水とか、そういった地域の洪水が疑問視されるのですけれども、流末処理についてはこれからの協議というのはあるのでしょうか。
- ○委員長(永田武志君) 河田道路河川整備課長。
- ○道路河川整備課長(河田正雄君) 今回の工事につきましては、改修に近い工事でございまして、 新たに口径的には既存の口径よりも大きい断面を流すことになりますけれども、その辺の影響はちゃんと計算されていますので、下流の影響はないという結果が出ていますので、その辺はご安心いただきたいと思います。
- ○委員長(永田武志君) 福富委員。
- ○委員(福富善明君) 台風19号とか、台風というものはちょっと想定できないものがあるので、用 心には用心して、川の流れの確保の確認をお願いいたします。

以上です。要望です。

○委員長(永田武志君) ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(永田武志君) ないようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(永田武志君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(永田武志君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第49号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(永田武志君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 ここで、議事の終了した執行部の方はご退席ください。お疲れさまでした。 ◎議案第40号(所管関係部分)の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(永田武志君) 次に、日程第4、議案第40号 令和2年度栃木市一般会計補正予算(第3号)の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構でございます。 高野都市計画課長。

○都市計画課長(髙野義宏君) 改めまして、またよろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第40号 令和2年度栃木市一般会計補正予算(第3号)のうち所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の34、35ページをお開きください。8款4項 1目都市計画総務費についてご説明いたします。補正額は3,000万円の増額でありまして、右の説 明欄を御覧ください。令和元年台風19号災害による応急対策事業としての崩土等除去敷地復旧補助 金につきましては、これまで多くの市民や事業者の皆様に活用いただいているところでございます けれども、対象物件が当初の見込みを大きく上回るために増額するものでございます。

次のページ、36、37ページになります。お開きください。8款5項1目住宅管理費についてご説明いたします。補正額の増減はありませんけれども、補正額の財源内訳を御覧ください。令和元年台風19号災害による被害を受けた住宅を再建するために借り入れた資金の利子を市が補給します被災住宅再建等利子補給事業につきまして、県の補助制度実施に伴い、財源の組替えを行うものでございまして、県支出金を増額し、一般財源を減額するものでございます。

続きまして、歳入の所管関係部分についてご説明をいたします。同じく補正予算書14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。16款2項6目2節住宅費補助金につきましては、634万8,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。被災住宅再建等支援事業補助金につきましては、被災住宅再建等利子補給金に対する補助率2分の1の県補助金を増額するものでございます。

続きまして、債務負担行為補正のうちの所管関係部分につきましてご説明いたしますので、同じく補正予算書6ページをお開きいただきたいと思います。6ページになります。上から2段目、令和2年度被災住宅再建等利子補給につきましては、令和3年度から7年度までの5年間、令和元年台風19号災害による被災住宅を再建するために借り入れた資金の利子を最長5年間補給するものでございまして、限度額は3,858万8,000円でございます。

以上で所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 〇委員長(永田武志君) 以上で当局の説明は終わりました。 お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思います。これに ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(永田武志君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式で、ページ数もお知らせ願いします。

質疑ございますか。

森戸副委員長。

○副委員長(森戸雅孝君) ご説明ありがとうございます。

35ページの崩土等除去敷地復旧補助金ということで、当初の見込みより多くの申請があったというようなことでご説明いただきました。どのくらいの乖離差があったのでしょうか。当初どのくらいの見込みで立てておいたのが、今回この補正で申請が増えたということで、その辺のところの乖離というのはどのくらいあったのか、教えていただければと思います。

- ○委員長(永田武志君) 髙野都市計画課長。
- ○都市計画課長(髙野義宏君) お答え申し上げます。

今回のこの崩土等除去の我々都市計画部門は、その他ということで、主に宅地の部分の補助をさせていただく事業なのですけれども、5年前の台風時に同じ補助制度を用いまして補助をさせていただいた、皆様の支援をさせていただいた件数が40件、補助総額が695万5,000円、約700万円だったのです。5年前の秋雨による被害。当初、私どものほうで議員の皆様にご協力いただいて、昨年の11月に予算を当初取りましたのが2,000万円です。前回の実績は700万円だったので、3倍程度の2,000万円を確保させていただきました。取りあえず応急的にという部分ございましたので。残念ながら、それももちろん足りなかったということで、1月に入りまして、もう一度補正予算を取らせていただいて、今現在、持っております予算が7,000万円です。この7,000万円といいますのは、前回の予算、先ほど冒頭申し上げました700万円の約10倍。被害の程度が約10倍ほど、前回は40件ほどの申請だったのが400件ほどの申請が見込まれるということで、7,000万円ほどの予算を皆様にご了解いただいて、つけていただいたところです。

ところが、残念ながらといいますか、皆様にご活用いただいているというところなのですけれども、やはり被害の度合いが激しかったと見込まれまして、5月の中旬、14日の日なのですけれども、既にこの7,000万円、昨年度予算取っていただいた7,000万円、必要金額を支出した後に、今年度に繰越しをしていたのですけれども、1,800万円ほどあったのですが、5月14日の日に、もう既にその予算を使い切るような申請の状況になってしまったということで、今までの申請の傾向と今相談いただいている状況、様々なことを勘案いたしまして、残り、まだまだあと200件強の申請が見込まれると。今現在、7,000万円の段階で480件ほどですから、やっぱり10倍ぐらいの申請、10倍ぐら

いの予算をいただいたのですが、残念ながら足りなかったということで、まだまだ200件程度のそういった需要、ご活用いただく方が市民、事業者にいらっしゃるということで3,000万円計上させていただいたという経緯でございます。

- ○委員長(永田武志君) 森戸副委員長。
- ○副委員長(森戸雅孝君) ご丁寧なご説明ありがとうございました。理解できました。

金額からいっても、5年前の被害と本当に数段の違いがあるということで、数字の上からでも認識することができまして、本当に甚大な被害だったことはうかがい知れました。ありがとうございます。

○委員長(永田武志君) ほかにございますか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(永田武志君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

[「省略」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(永田武志君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(永田武志君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第40号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(永田武志君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長(永田武志君) 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。

これをもちまして建設常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前10時34分)